［別記第１号様式］

 　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

**参加表明書**

　北海道総務部長　様

コンソーシアム又は単独法人等代表者

（住　　所）

（法人・団体名）

 （代表者名）

北方領土返還要求特別啓発事業委託業務のプロポーザルに参加したいので、関係書類を添付して提出します。

**〈概　　要〉**

|  |
| --- |
|  ふりがな 企 画 提 案 者 名 |
|  所在地 〒　　　　－ |
|  電話番号 |  |  Ｆ Ａ Ｘ 番 号 |  |
|  資本金又は資本金 に相当する財産 |  |  従業員数 |  |
|  設立時期 |  |  連絡用ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 過去３年間の 売上高（千円） | (令和元年度(2019年度)) | (令和２年度(2020年度)) | (令和３年度(2021年度)) |
|  主な業務 |
|  （道内の営業拠点名、住所、担当者の職・氏名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）） |

**〈総括責任者及び業務担当者〉**

　○総括責任者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  氏　　　名 |  役　　　　職 |  経験年数 |  主な業務経歴 |
|  |  |  |  |

　○業務担当者（複数の場合は、全て記載願います。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  氏　　　名 |  役　　　　職 |  経験年数 |  主な業務経歴 |
|  |  |  |  |

**〈申出事項〉**

　プロポーザルへの参加を希望するにあたり、次のとおり申し出ます。

(1) 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体を除く。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する者でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の４第２項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月11日付け局総第461号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

(5) 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

　(ｱ) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

　(ｲ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

　(ｳ) 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ｱ)健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(ｲ)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ｳ)雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

(8) コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(9) 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

(10) 特定非営利活動法人の場合は、直近２年度分の特定非営利活動法人促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

（注意事項）

支店長などで、代表権の無い方の代表者印で提出する場合は、この参加表明に関する委任状を添付する必要がありますので、ご注意ください。

　（添付資料）

 １　法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（発行日から３ヶ月以内のもの）

　　　２　誓約書（別添の様式による）

 ３　納税証明書（消費税・地方消費税及び道税の滞納の有無がわかるもの。いずれも発行後３ヶ月以内のもの。）

※「税務署納税証明書様式その３の３」及び「道税事務所納税証明書資格審査請求」を添付すること。

　　　４　法人以外の団体については、規約、構成員、事業内容のわかる資料及び代表者の身分証明書（コンソーシアムの場合は、構成員全てのもの）

５　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないことを確認できる資料（保険料領収済額通知書、納入告知書、

領収書の写し等）

　　　　(ｱ)健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(ｲ)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ｳ)雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

６　コンソーシアムにあっては、前６号で定める書類のほかコンソーシアム協定書の写し